

令和3年1月4日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税の令和2年度における輸入基準数量等

令和3年1月1日に包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が発効したことに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第1項の規定に基づき、令和3年1月1日以降の令和2年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、下記のとおりとする。

### 記

項	概要	輸入基準数量	協定対象外輸入基準数量
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン
2	飲用乳	105 トン	41 トン
3	クリーム	34 トン	18 トン
4	粉乳類	55,605 トン	53,572 トン
5	無糖れん乳	1,887 トン	2,546 トン
6	加糖れん乳	2,264 トン	1,851 トン
7	ヨーグルト	17 トン	8.3 トン
8	バターミルク	189 トン	8.7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146 トン	38,714 トン
10	その他の乳製品	12,824 トン	6,805 トン
11	バター	20,312 トン	10,293 トン
12	雑豆	82,310 トン	35,917 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861 トン	3,811,332 トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	299,910 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	731,263 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	901 トン
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	2,922 トン
17	マニオ力でん粉	166,511 トン	164,385 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	21,823 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	1,025 トン
20	イヌリン	1,387 トン	33 トン
21	落花生	38,113 トン	24,025 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	295 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	3,333 トン
24	でん粉調製品	173 トン	170 トン

25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	1,182 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	921 トン
28	繭	7.7 トン	7.7 トン
29	生糸	437 トン	433 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
  - ・各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から、当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ※下線部は、「輸入数量に基づく特別緊急関税の令和2年度における輸入基準数量等」(令和2年3月31日公表)からの変更箇所。